

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要について

令和 7 年 8 月
総 務 省

1 趣旨

軽油引取税は、原則、軽油の引取りに対して課税されるが、一定の用途に使用する軽油（以下「免税軽油」という。）の引取りに対しては、軽油引取税を課さないものとされている。免税軽油の引取りを行った者が、他の者に当該免税軽油を譲渡する場合には、軽油引取税が課されるが、自衛隊の船舶の使用者が「我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるもの」に基づき当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため免税軽油を譲渡する場合には軽油引取税を課さないものとされている。

上記の政令で定める国際約束は、地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 13 項に規定されている。

今般の第 217 回通常国会において、「日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定」（以下「日伊 A C S A」という。）が承認され、令和 7 年 9 月 5 日（金）に発効することを踏まえ、同項に日伊 A C S A を追加する改正を行うもの。

2 改正内容

地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 13 項に日伊 A C S A を追加する。

※ 現在、同項において、日豪、日英、日仏、日加、日印、日独 A C S A を規定。

3 施行期日

日伊 A C S A の効力発生の日から施行する。

※ 両当事国の政府が外交上の公文を交換した日の後 30 日目（令和 7 年 9 月 5 日（金））に効力を生ずる。

4 閣議決定日等

閣議決定日：令和 7 年 8 月 26 日（火）

公 布 日：令和 7 年 8 月 29 日（金）